黒松内町人事行政運営状況

平成20年度の町の人事行政の運営状況について、お知らせします。

この公表は、町民の皆様に町職員の給与や勤務時間、その他勤務条件などの状況について、広く知っていただくために行うものです。

職員の任免の状況（平成20年4月2日から平成21年4月1日まで）

新規採用	退職	
	定年	自己都合
6人	1人	2人

（国民健康保険病院の医師は除く）

職員数の状況（各年度4月1日現在）

区分	平成21年度	平成20年度
町長部局 （うち国保病院分(医師を除く)）	74人 (18人)	71人 (18人)
議会事務局	2人	2人
農業委員会事務局	2人	2人
教育委員会事務局	12人	11人
計	90人	86人

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

黒松内町（一般行政職）		国（一般行政職）	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
298,842円	41.2歳	325,113円	41.1歳

職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	黒松内町	国
高校卒	133,100円	140,100円
大学卒	163,600円	172,200円

勤務時間及び休日

区分	内容
勤務時間	勤務時間　1週間当たり38時間45分 午前8時45分～午後5時30分
週休日及び休日	週休日　土曜日・日曜日 休　日　国民の祝日・12月31日～1月5日

※一部の勤務場所では、上記と異なる勤務形態の場合があります。

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1年ごとに20日とし、20日を限度として残日数を翌年に繰り越すことができます。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とします。
特別休暇	・産前休暇：出産予定日の8週間前の日から出産の日まで。 ・産後休暇：出産の翌日から8週間を経過する日まで。 ・忌引休暇：職員の親族が死亡した場合に規則で定める期間（最長は配偶者の場合10日間）。 ・夏季休暇：7月から9月までの間に、3日間。 ・その他規則で定める休暇。

年次有給休暇の取得状況（平成20年中）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率(%)
3,047日	467日	77人	6.1日	15.3%

分限及び懲戒処分の状況

区分	内容
懲戒処分	戒告　1件

研修の実施状況（平成20年度総務課所管分）

研修名	対象	人数
一般研修（行政法等）	主事等	4人
職員初級研修	主事等	2人
法務研修	主査等	2人
外国派遣研修	主査等	1人
姉妹市職員研修	全職員	2人

福利厚生（共済組合によるもの）

短期給付	職員とその家族が、病気、けが、出産、死亡、休業、災害等での突発的な出費に対する給付
長期給付	職員の退職後の年金の給付
福祉事業	職員とその家族の健康増進のための各種健診事業等

公平委員会からの報告

1　勤務条件に関する措置の要求の状況	20年度においては、申立はありませんでした。
2　不利益処分に関する不服申し立ての状況	20年度においては、申立はありませんでした。

※公平委員会【後志支庁管内は共同設置】は、裁決又は決定を行うことができる地方公共団体の長、その他の任命権者から独立し、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員からの要求や申立を審査し、必要な措置を講ずる機関です。

職員数や給与の詳細は、「施策のあらまし2009」に掲載していますので、御参照願います。

■お問い合わせ先

町総務課【担当　片桐】℡72－3311（内線15）